

議員提出第十一号議案

ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、また妊娠初期の方など、外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成二十四年に作成・配布を開始した東京都をはじめ本県でも取組が始まるなど、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年七月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となつてからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度は未だ低い状況にある。また、公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになっているところである。

よつて、政府におかれては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を図るため、次の事項について取り組むことを強く求める。

- 一 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取組に対しての財政的な支援を今後も充実させること。
 - 二 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や普及、理解促進を図ること。
 - 三 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、スムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年六月二十七日

大分県議会議長 井 上 伸 史

内閣総理大臣 安倍晋三殿
厚生労働大臣 加藤勝信殿
国土交通大臣 石井啓一殿